⑵　入札説明書、申請書、設計図面及び現場説明書等の交付期間及び交付方法

入札説明書、申請書、設計図面及び現場説明書等（以下「交付資料」という。）の交付を希望する場合は、機構ホームページに掲載されているＦＡＸ専用の申込書を下記の期間に送付し、申し込むこと。

【受付期間、申込先、送信先、問合先】

①　受付期間　平成26年５月14日（水）から平成26年６月16日（月）までの土曜日、日曜日を除く毎日、午前10時から午後４時まで

②　申込先　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部コピーセンター受託業者　株式会社ブルーホップ

③　送信先　ＦＡＸ03―5323―2408（注　この番号は、工務チームのＦＡＸ番号）

④　問合先　〒163―1382 東京都新宿区西新宿六丁目５番１号　新宿アイランドタワー６階）　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　工務検査部工務チーム　ＴＥＬ03―5323―2437

⑶　申請書、資料及び見積書の提出期間、場所及び方法

①　申請書の提出方法、期間及び場所

ア　提出方法　持参又は同日同時刻必着での書留郵便による郵送とすること。（電送によるものは受け付けない。）

イ　提出期間　平成26年５月15日（木）から平成26年６月16日（月）（競争参加資格の確認の基準日という。）までの土曜日、日曜日を除く毎日、午前10時から午後４時（ただし、正午から午後１時の間は除く。）まで

ウ　提出場所　〒163―1382 東京都新宿区西新宿六丁目５番１号（新宿アイランドタワー６階）　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　工務検査部工務チーム　電話03―5323―2437

②　資料及び見積書の提出方法、期間及び場所

ア　提出方法　資料及び見積書は、予め提出日時を提出日の３営業日前までに東日本賃貸住宅本部工務検査部工務チームまで連絡のうえ、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

イ　提出日時・場所　平成26年５月15日（木）から平成26年６月16日（月）まで

＜東京受付＞　平成26年５月15日（木）から平成26年６月13日（金）までの土曜日、日曜日を除く毎日、午前10時から午後５時（ただし、正午から午後１時までの間は除く。）　東京都新宿区西新宿六丁目５番１号（新宿アイランドタワー６階）　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　工務検査部工務チーム　電話03―5323―2437

＜仙台受付＞（受付最終日のみ、仙台にて受け付けます。）　平成26年６月16日（月）の午前10時から午後５時まで（ただし、正午から午後１時までの間は除く。）　宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目６番１号（東武仙台第１ビル７階）　独立行政法人都市再生機構宮城・福島震災復興支援本部　（申請書、資料及び見積書に関する問い合わせ先は、仙台受付の場合においても、上記工務検査部工務チームとする。）

⑷　ヒアリングの日時、場所　ヒアリング開催日時については申請書、資料及び見積書提出時に日程調整を行ったうえで、平成26年７月３日（木）頃に東日本賃貸住宅本部又は宮城・福島震災復興支援本部にて行う。なお、ヒアリングにあたっては、見積書の内容及び根拠の説明をすることができる者が参加すること。

⑸　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

①　入札の日時及び入札書の提出場所、提出方法

ア　日時　平成26年７月30日（水）午前10時から午後５時まで

イ　提出場所　〒983―0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目６番１号（東武仙台第１ビル７階）　独立行政法人都市再生機構　宮城・福島震災復興支援本部　総務企画部経理チーム　電話022―355―4587

ウ　提出方法　持参又は同日同時刻必着での書留郵便による郵送とすること。この場合、封函した入札書を別封筒に入れ、提出場所あてに郵送する旨を電話連絡の上、送付すること。（電送によるものは受け付けない。）

②　開札の日時及び場所

ア　開札日時　平成26年７月31日（木）午前11時（予定）

イ　開札場所　〒983―0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目６番１号（東武仙台第１ビル６階）　独立行政法人都市再生機構　宮城・福島震災復興支援本部　入札室

ウ　開札について　入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。なお、入札参加者が第１回目の開札に立ち会わない場合でも、当該入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度入札を行うこととなった場合には、再度入札を辞退したものとして取り扱う。

６　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　免除

②　契約保証金　請負代金額の10分の３以上を納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書、資料及び見積書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

⑸　支払条件　前金払50%以内、中間前金払又は部分払（どちらか一方を選択）及び完成払。ただし、低入札価格調査を受けた者に係る前払金については、工事請負契約第34条第１項中「10分の５」を「10分の２」に、第５項中「10分の５」を「10分の２」に、「10分の７」を「10分の４」に、第６項中「10分の６」を「10分の３」に、「10分の７」を「10分の４」に読み替えるものとする。

⑹　入札参加者は、機構ホームページ（http://www.ur-net.go.jp/）の「入札・契約情報」に掲載されている別冊入札心得及び別冊契約書案熟読し、入札心得を厳守すること。

⑺　当機構においては、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）に基づき、平成14年10月１日以降、当機構が取得した文書（例　競争参加資格申請書など）は、開示請求者（例　会社、個人等「法人・個人」を問わない。）から請求があった場合に、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象文書になる。

⑻　独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了知願います。

１）公表の対象となる契約先　次のいずれにも該当する契約先

①　当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

②　当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること